

容器包装リサイクル法

◎容器包装リサイクル法制定の背景

わが国の経済は、高度成長期以後、今日まで「大量生産、大量消費、大量廃棄」によって発展してきました。この経済システムによって生み出された廃棄物は増大の一途をたどり、廃棄物を埋め立てる最終処分場が足りなくなる事態も生じてきました。

このため、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物をリサイクルすることによって廃棄物の減量を図ることが重要となり、特に、一般廃棄物の容量で60.1%、重量で20.1%を占める容器包装廃棄物の処理が緊急の課題となってきたのです。

そこで政府は、平成7年(1995年)、「容器包装リサイクル法」(正式名称＝容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)を制定し平成12年に完全施行となりました。

また、法施行後約10年が経過したこの容器包装リサイクル制度の課題を解決するため、平成18年(2006年)に、改正容器包装リサイクル法が成立し、平成20年4月(2008年)に完全施行されることになりました。

◎容器リサイクル法の仕組み

容器包装リサイクル法の特徴は、従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者(容器の製造業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者)は再商品化(リサイクル)するという、三者の役割分担を決め、三者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務付けたことです。

これにより、廃棄物を減らせれば経済的なメリットが得られ、逆に廃棄物を増やせば経済的なデメリットが生じることになります。

(1) 消費者の役割「分別排出」

消費者には、市町村が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められます。そうすることで、リサイクルしやすく、資源として再利用できる質の良い廃棄物が得られます。

また、市町村が定める分別ルールに従って徹底した分別排出に努めるだけでなく、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなどして、ごみを出さないように努めることも求められています。

(2) 市町村の役割「分別収集」

家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者に引き渡します。また、地域における容器包装廃棄物の分別収集・分別排出の徹底を進めるほか、事業者・市民との連携により、地域における容器包装廃棄物の排出抑制の促進を担います。

(3) 事業者の役割「リサイクル」

事業者はその事業において用いた、又は製造・輸入した量の容器包装について、リサイクルを行う義務を負います。実際には、容器包装リサイクル法に基づく指定法人にリサイクルを委託し、その費用を負担することによ

て義務を果たします。

また、リサイクルを行うだけでなく、容器包装の薄肉化、軽量化、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

◎容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

アルミ缶 スチール缶 飲料用紙パック 段ボール製容器 紙製容器包装 ペットボトル プラ容器 ビン



◎容器包装リサイクル法の対象とならない容器包装

容器包装には、その中身が商品であること、その商品が無くなったり、その商品と分離された場合に不要なものに該当します。その条件に当てはめると以下の物は容器包装に該当しません。

* 中身が商品でない場合

手紙やダイレクトメールを入れた封筒、景品を入れた紙袋や箱、家庭で付した容器や包装等

* 商品でなく「役務(サービス)」の提供に使った場合

クリーニングの袋、レンタルビデオ店の貸出袋、宅配便の袋や箱等

* 中身と分離して不要にならない場合

日本人形のガラスケース、CD ケース、楽器やカメラのケース等

○分別収集の対象となる容器包装は上記の 8 種類。その内の 4 種類は特定事業者が再商品化の義務を負います。その 4 種は PET ボトル、プラスチック製容器包装、ガラス瓶、紙製容器包装です。それら 4 種は容リ法制定時資源価値が低い為、市町村が分別収集してもお金を支払わないとリサイクル出来ない状態でした。その為特定事業者が再商品化の義務を負う事になりました。一方他の 4 種は資源価値が高い為、再商品化義務の対象から外されました。

◎容器リサイクル法の成果

容器包装リサイクル法の施行後、一般廃棄物の最終処分量は減少傾向が続いており、一般廃棄物最終処分場の残余年数は平成 7 年に 8.5 年であったものが、平成 30 年度には 21.6 年に増加しています。

また、一般廃棄物のリサイクル率も、最近は横ばい傾向にあるものの、平成 7 年度に 9.8%であったものが、平成 30 年度には 19.9%と改善されました。